

大通達甲（警務）第5号
令和元年6月4日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

大分県警察希望降任取扱規程の運用について（通達）

大分県警察希望降任取扱規程（平成17年大分県警察本部訓令甲11号。以下「訓令」という。）の運用については、「大分県警察希望降任取扱規程の運用について」（平成17年4月1日付け大通達甲（警務）第11号）により示されているところであるが、訓令をより効果的に運用するため、下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 降任の定義（第2条関係）

訓令における降任とは、あくまでも職員の希望に基づき、任命権者である警察本部長が申出を相当と認めた場合に、現に任用されている職の属する階級より下位の職級の職に任命することであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項による職員の意に反する降任とは異なるものである。

2 降任の申出（第4条関係）

(1) 降任を希望する階級

現に任用されている職の属する階級より1階級下位を原則とする。ただし、本制度の目的を達成するため必要と認められる場合には、2階級以上下位の階級を希望できるものとする。

(2) 降任の申出時期

降任の申出時期については、特に制限はないものとする。

3 降任の時期（第5条関係）

(1) 降任の時期

降任の時期については、原則として、定期人事異動期に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(2) 降任後の再昇任

訓令により降任した後、再度昇任を希望する場合は、選考及び昇任試験を経て昇任するものとする。

（警務課人事係）